第7期中央教育審議会における主な答申、報告等について

(1)答申

①「第2期教育振興基本計画について」答申

(平成25年4月25日)

概要:平成25年度からの5年間を対象とする第2期教育振興基本計画の策定に あたり、我が国が直面する危機を乗り越えるための今後の社会の方向性 として「自立・協働・創造」の3つの理念を提示し、この実現に向けた 教育の基本的方向性として、「社会を生き抜く力の養成」など生涯の各 段階を貫く4つの方向性を提示。4つの基本的方向性を踏まえて、教育成果の実現に向けて、成果目標・指標を設定するとともに、具体的かつ 体系的な方策を提言した。 (平成25年6月14日、「第2期教育振興基本計画」を閣議決定。)

②「今後の地方教育行政の在り方について」答申

(平成25年12月13日)

概要:内閣総理大臣が開催する教育再生実行会議においてまとめられた「教育 委員会制度等の在り方について(第二次提言)」の方向性を踏まえ、教育委員会制度について指摘されている、責任の所在の不明確さ、審議の形骸化、危機管理能力の不足等の課題を解決し、首長、教育長、教育委 員会それぞれが、期待される本来の役割を十分に発揮していくための案 を提示。また、教育行政における国、都道府県、市町村の役割分担と各 々の関係の在り方についてや、学校と教育行政、保護者・地域住民との 関係の在り方について提言した。

③「道徳に係る教育課程の改善等について」答申

(平成26年10月21日)

概要:道徳教育は、自立した一人の人間として人生を他者とともによりよく生 きる人格を形成することを目指すものであり、学校教育の中核として位 置付けられるべきものでありながら、多くの課題が指摘されてきた実態 を踏まえ、道徳教育のねらいを実現するための教育課程の改善方策とし て、道徳の時間を「特別の教科 道徳」(仮称)として教育課程上新た に位置付けることや、目標や内容、指導方法等の見直し、検定教科書の 導入、評価の充実等について提言した。

④「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学 教育、大学入学者選抜の一体的改革について」答申

(平成26年12月22日)

概要:高大接続改革は、単に大学入学者選抜の在り方にとどまらず、高等学校 教育や大学教育の在り方を変えることにつながる、今後の我が国全体の 人材育成にかかわる極めて重要な課題であるとの認識の下、我が国が目 指す未来の姿を明らかにした上で、教育改革において最大の課題であり ながら実現が困難であった高大接続改革を初めて実現するための方策と して、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的・抜本的な改 革を提言した。

⑤「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システ ムの構築について」答申

(平成26年12月22日)

概要:学校制度を子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的なものとすることで、制度的な選択肢を広げることが有効との観点から、 小中一貫教育の制度化、大学への飛び入学者に対する高等学校の卒業程 度認定制度、国際化に対応するための大学・大学院への入学資格要件の 拡大、高等学校専攻科からの大学編入学について提言した。

(2)報告等

〇 生涯学習分科会

「社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループにおける審議の整理」 (社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループ 平成25年9月17日)

概要:社会教育行政の推進体制の在り方と社会教育主事の在り方について審議し、前者については社会教育に関する事務の所管の在り方について、後 者については、社会教育主事の必置を今後も原則とし、講習のカリキュ ラム見直しや資格の活用など、社会教育主事の在り方について提言した。

「今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループ最終取りま とめ」

(今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループ 平成26年6月25日)

概要:学校教育だけでは実現しにくい実社会や実生活とのつながり等を体験

的、探求的に学習する機会を充実していく観点から、今後の放課後・土曜日等の教育活動についての基本的方針を整理した。

〇 初等中等教育分科会

「高等学校教育部会審議まとめ~高校教育の質の担保・向上に向けて~」 (高等学校教育部会 平成26年6月30日)

概要:高等学校における生徒の多様化等が進む現状を踏まえ、全ての生徒が共 通に身に付けるべき資質・能力の育成と多様な学習ニーズへのきめ細やかな対応のバランスに配慮しながら高等学校教育の質の確保・向上を図 る観点から、達成度テスト (基礎レベル) (仮称) の導入や幅広い資質 ・能力の多面的な評価の推進、多様な生徒の学習形態や進路希望に対応 した教育活動の推進など具体的施策について提言した。

「これからの学校教育を担う教員の在り方について-小中一貫教育制度に対応 した教員免許制度改革一」(報告)

(教員養成部会 平成26年11月6日)

概要:教員の養成・採用・研修の全体に共通する背景や課題、改革の方向性に ついての議論とともに、小中一貫教育制度における教員免許制度の在り 方について提言した。

〇 大学分科会

「法科大学院における組織見直しの更なる促進方策の強化について」(提言) (法科大学院特別委員会 平成25年9月18日)

概要:課題が深刻な法科大学院について、抜本的な組織見直しを早急に促進するとともに、法科大学院全体として入学定員の適正化を図るため、公的支援の見直しの強化策の方向性について提言した。

「大学のガバナンス改革の推進について」(審議まとめ) (大学分科会 平成26年2月12日)

概要:学長のリーダーシップの確立、学長選考・業績評価、学部長の選考・業績評価、教授会の役割の明確化、監事の役割の強化等について審議し、 戦略的に大学をマネジメントできるガバナンス体制の構築について提言 した。

「短期大学の今後の在り方について」(審議まとめ) (短期大学ワーキンググループ 平成26年8月6日)

概要:短期大学の課題、今後の短期大学の役割・機能の充実・再構築、機能別の振興方策等、短期大学の在り方について審議し、短期大学の特長的な教育機能をより伸長させ、短期大学自らが改革に取り組むこと、短期大学の特色に応じた機能別分化を推進し、先導的な取組を行う短期大学への支援などについて提言した。

「法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について」(提言) (法科大学院特別委員会 平成26年10月9日)

概要:入学定員の見直しなど組織見直しの推進、法学未修者教育の充実や共通 到達度確認試験(仮称)の導入に向けた検討など教育の質の向上、優れ た資質を有する志願者の確保の三つの観点から、法科大学院教育の抜本 的かつ総合的な改善・充実方策について提言した。

「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」 (大学のグローバル化に関するワーキンググループ 平成26年11月14日)

概要:ジョイント・ディグリーをはじめとした国際共同学位プログラムの設置 ・運営について検討を行い、大学が国際的な教育連携体制の構築に当た り参照すべき指針を策定した。

【大学設置基準等の改正の答申】

「法科大学院の認証評価」に係る学校教育法第百条第二項に規定する基準を適 用するに際して必要な細目を定める省令改正

(平成27年1月27日)

概要:法科大学院における教育研究の質の確保や水準の向上に重要な役割を担う認証評価について、判定の厳格化や認証評価機関ごとのばらつきの是正等のために、評価基準や評価方法について必要な事項の追加を認めた。

「医学部入学定員の増員」に係る大学設置基準改正

(平成26年9月29日)

概要:医学部入学定員増に伴う専任教員数等の特例が適用される場合も、地域 医療再生計画に位置づけた場合ではなく、地域における医療及び介護の 総合的な確保の促進に関する法律第4条第1項の都道府県計画等に位置 づけた場合に改めることを認めた。(平成26年10月7日改正)

「国際連携教育課程制度(ジョイント・ディグリー)」に係る大学設置基準等 改正

(平成26年6月23日)

概要:我が国の大学等と外国の大学等が大学間協定に基づき連携して教育課程 を編成することができる仕組み等の構築のため、国際連携学科等の設置 や国際連携教育課程における卒業・修了要件、連携外国大学との共同に よる科目の開設(共同開設科目)などを可能とすることを認めた。 (平成26年11月14日改正)

「インターネット大学」に係る大学通信教育設置基準改正

(平成26年2月12日)

概要:通信教育学部のみを置く大学であって、インターネット等を利用して教室以外の場所のみにおいて授業を履修させるものについては、その特性を踏まえた授業の設計その他の措置を大学が講じており、かつ教育研究に支障がないと認められる場合は、校舎等の施設の面積基準を満たさなくてもよいこととすることを認めた。(平成26年3月25日改正)

「教職大学院の専任教員」に係る専門職大学院設置基準改正

(平成25年12月24日)

概要:教職大学院に必ず置くこととされている専任教員について、平成30年度までの間、学部の専任教員又は修士課程若しくは博士課程を担当する教員が兼務できるようにすることを認めた。(平成26年2月19日改正)

「保健衛生学関係分野、学際分野の扱いの見直し」に係る学位規則改訂 (平成25年12月24日)

概要:届出設置制度については学位の種類及び分野の変更を伴わない範囲で可能とされているが、保健衛生学関係は、分野のくくり方が大きいため「看護学」「リハビリテーション関係」についてを独立した学位の分野とすることとした。また、学際領域に係る改編についても、原則認可を要することとし、教員組織等に実質的な変更を伴わない場合のみ届出設置制度を活用できることとした。(平成26年2月3日改訂)

○ スポーツ・青少年分科会

「学校における安全教育の充実について」(審議のまとめ) (学校安全部会 平成26年11月19日)

概要:安全教育が各学校において確実に実施されることが重要であるとの認識 の下、必要となる安全教育の方策や手立てに関する視点について審議を 行い、安全教育の目標、内容、評価、安全教育を行う上での環境整備と いう四つの視点を明確化した。